

## ★四中のきまり

### 1 登下校・諸連絡について

- ① 登校は、8：00以降とし、始業時刻は年間を通じて8：25とする。（その他、時程表参照。）
- ② 登下校は決められた通学路を通る。
- ③ 登校後は校外に出ない。必要があれば保護者が申し出る。
- ④ 欠席・遅刻・早退・見学については保護者が連絡する。
  - ・欠席や遅刻についてはWebシステムから登録又は電話で連絡する（8：00～8：10）か生徒手帳に記入して近隣の生徒に持参してもらう。
  - ・早退、体育の見学届などは、生徒手帳に記入して申し出る。
- ⑤ 遅刻して登校した時は、直接教室に入らずに職員室へ申し出る。また早退した時は、家に到着したことを電話で学校に連絡する。
- ⑥ 特別な事情がない限り、徒歩で登校する。
- ⑦ 登校するときは標準服又は私服等とする。

### 2 服装について

- ① 入学式や卒業式、始業式、終業式等、儀式的行事の際は、標準服等を着用する。
  - ② 紺のブレザー、スラックス又はスカートを標準服とする。
  - ③ 体育の授業でも使用できる、運動靴を履いて登校する。
  - ④ 上履きは、学年の色別の本校指定の運動靴を使用する（体育館履きも兼ねる）。上履きのかかとの部分に、名前を記入する。
  - ⑤ エンジのネクタイ、ベストを着用することも可能である。
- ※令和5年度より校章は廃止する。

### 3 頭髪・身だしなみについて

頭髪は、清潔感のある中学生らしい髪型とする。また、変色させず、学習や運動に適した自然な形を保つ。「中学生らしい」頭髪・身だしなみとは、TP0（時・場所・場合）を考え、周りに不快感を与えないようなさまをいう。

### 4 その他

- ① 学習に不必要なものは持ち込まないこと。
- ② 他の学級教室には入らないこと。
- ③ 金銭は持参しない。特に必要があつてやむを得ず持参する場合は、教室に持ち込まずに登校時に先生に預けること。
- ④ 教育相談室は、予約して利用する。  
専用電話 042 - 590 - 0563

## ★生徒会・会則

### 第1条 みんなの会

- (1) この会は、東大和市立第四中学校生徒会といたします
- (2) この会は、生徒全員によって構成します。
- (3) この会は、みんなで協力して、学校生活の向上に努めることを目的とします。
- (4) この会の、すべての活動は会員の総意にもとづいて計画され、職員会議の承認を得て実施します。

### 第2条 組織

- (1) この会の目的を達成するために、次の組織をおきます。  
生徒総会、代議員会、役員会、専門委員会、特別委員会、選挙管理委員会、学年別学級委員会。

### 第3条 生徒総会

- (1) 生徒総会は、この会の最高議決機関で会長が招集します。
- (2) 総会は、活動方針、行事計画、経過報告、役員の承認、会則の改正、その他目的達成に必要なものを審議し、決定します。

### 第4条 代議員会

- (1) 代議員会は、総会に次ぐ議決機関で、代議員と、本部役員および各専門委員長で構成します。
- (2) 代議員は、各学年学級委員長及び副委員長がこれにあたる。
- (3) 代議員会は、役員会および各専門委員会などから出された、活動方針、行事計画、経過報告、その他本会の目的達成に必要なものを審議し、決定します。

### 第5条 役員会

- (1) 役員会は本部役員をもって構成します。  
〔会長1名、副会長2名、書記4名〕
- (2) 役員は全会員の投票によって選出します。
- (3) 役員会は、会の目的を達成するため総会、代議員会の企画運営、専門委員会、および職員会議の要請事項などの審議、組織の充実などを行います。

### 第6条 役員

- (1) 会長は生徒会を代表し、すべての活動に責任をもちます。選挙管理委員会を除くすべての会を開くことができます。
- (2) 副会長は会長を助け、事故のあるときはその仕事を代わって行います。総会、代議員会の司会を担当します。
- (3) 書記は、会議の計画、議題の提出、活動の記録、保管に関する仕事および、広報活動の中心として活動します。

### 第7条 専門委員会

- (1) 専門委員会は、会の目的を達成するための執行機関です。
- (2) 専門委員会は
  - ① 各学級から、選出された男・女各1名によって構成します。
  - ② 委員の互選によって、正副委員長および書記長を選び必要に応じて、他の係や細則を作ることができます。
  - ③ 任期機関中の活動計画を立て、総会または、代議員会の承認をうけて、活動します。ただし急を要する場合には、本部の承認を得て執行することができます。
  - ④ 原則として毎月1回開きます。しかし諸活動などで必要なときには臨時に開くことができます。
- (3) 専門委員会の種類と活動内容は次のとおりです。
  - ① 生活委員会は、明るい学校生活向上のために計画を立案し、生徒心得、週番活動、風紀問題、朝礼および集会の指導徹底を行います。
  - ② 図書委員会は、図書の貸出し規則の作成および改訂、課外読物の研究、良い本の推薦、その他図書室管理に関する計画を立案し、実行します。
  - ③ 放送委員会は、学校放送その他放送に関することについて計画、立案し、実行します。
  - ④ 整備委員会は、校舎内外の清掃美化活動、清掃用具、校具の修理保管、その他学校整備に関する計画を立案し実行します。
  - ⑤ 保健給食委員会は、学校保健行事に協力し、保健用具の整備、保管、健康診断・感染症予防に関するPR、食事指導、食事衛生に関する計画を、立案し実行します。その他保健に関することを行います。
  - ⑥ 体育委員会は、健康でたくましく生きる生徒の実現を目指し、昼のボール貸し出しを責任もって行い、保健体育の授業や体育的行事でリーダーシップを発揮します。

### 第8条 別学年別学級委員会

○学年別学級委員会は、学年内の問題の討議と解決、活動の立案など学年独自の取組をする機関で、各学級委員長2名で構成し、委員の互選によって正副委員長を選出します。

#### 第9条 特別委員会

- (1) 特別委員会は、生徒会活動や学校行事等において、活動の活発化をねらいとして設けるものとし、その構成などについては、代議員会で決定します。
- (2) 各特別委員会は、委員の互選によって、正副委員長を選出します。

#### 第10条 選挙管理委員会

- (1) 選挙管理委員会の目的・構成は次のとおりです。
  - ① 役員選挙が明るく正しく行われるための機関です。
  - ② 構成員やその任期については代議員会で決定します。ただし候補者と選管委員は兼任できません。
  - ③ 委員の互選によって正副委員長を選出します。また必要に応じて選挙細則を作ることができます。
- (2) 選挙管理委員会は、選挙の公正な管理を行うため次の仕事をします。  
選挙の公示、立候補の受付、立候補者の公示、選挙公報の作成と配布、立会演説会の計画と運営、投票に関する準備、当選者の決定や無効の場合の公布その他必要な事項

#### 第11条 任期

- (1) 生徒会本部役員は認証式から翌年の認証式までの1年間とします。会長欠員の時には、副会長1名が会長になります。他の役員が欠員のときには公選による次点者をくり上げて代議員会の承認で補充します。
- (2) 専門委員、学級委員は前期と後期で半年とします。
- (3) 生徒会のすべての役職については、その選出母体の3分の2の賛同をもって解任することができます。

#### 第12条 講事

- (1) 生徒会のすべての会議は構成員の3分の2以上の出席で成立します。
- (2) すべての会議の議決は、出席人数の過半数の賛成で成立します。

#### 第13条 付則

- (1) この会則を改正することを希望する場合は、代議員会の審議をへて総会で3分の2以上の賛成があれば、学校に提案できます。